

市場デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

（ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル） ）

（注） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

取引所為替証拠金取引の契約締結前交付書面

(「みずほFX」取引説明書)

本書面は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客さまに交付するもので、株式会社東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）において行われる取引所為替証拠金取引（愛称を「くりっく365」といいます。）を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

当社では「取引所為替証拠金取引」の取扱い名称を「みずほFX」としております。また、取引所為替証拠金取引は、みずほFX口座（為替証拠金取引口座）にて行わせていただきます。

取引所為替証拠金取引は、証拠金を取引所に預託し、差金決済により通貨（外国為替）の売買を行う取引で、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所為替証拠金取引は、レバレッジ効果で少額の資金で多額の利益が得られることがある反面、多額の損失を被る危険を伴うこともある、いわゆるハイリスク・ハイリターン型の取引です。したがって、お取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引のしくみやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただきますようお願いいたします。

目 次

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について	2
取引所為替証拠金取引のしくみについて	5
・ I.取引の方法	5
・ II.証拠金	5
・ III.決済時の金銭の授受	7
・ IV.取引規制	7
・ V.取引に関する税金	7
取引所為替証拠金取引にかかる手続きについて	9
当社の概要および苦情受付・苦情処理・紛争解決について	11
取引所為替証拠金取引に関する主要な用語	12
【別表】 取引所為替証拠金取引の種類	16

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について

手数料など諸費用について

取引所為替証拠金取引の取引手数料は次の通りです。

- 「くりっく365」の取引手数料は無料です。
- ラージ通貨（くりっく365ラージ）の取引手数料は、1枚あたり1,000円（税込み）です。ただし、反対売買ではなく建玉整理する場合、手数料をお支払いいただく必要はございません。

なお、両建てのお取引も可能となっておりますが、両建て取引は手数料が二重にかかること（くりっく365ラージ）、売値および買値の差額であるスプレッドを負担すること、または決済したときと比べ証拠金が多くなることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であることにご留意ください。

証拠金について

取引所為替証拠金取引を行うにあたっては、証拠金を取引所に預託していただきます。証拠金は、有価証券をもって充てることができず、円通貨をもって預託していただきます。

取引所為替証拠金取引のリスクについて

(1) 価格変動リスク

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、レバレッジ効果により、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比べて大きいため、相場の状況によっては差し入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

(2) ロスカットリスク

建玉を決済した場合にお客さまに生ずることとなる損失の額が、お客さまとの間であらかじめ約束した計算方法により算出される額に達する場合に、お客さまの建玉に対して当社が強制的に行う決済取引を「ロスカット取引」といいます。

ロスカット取引は、必ず約束した損失の額で限定するというものではあ

りません。通常、あらかじめ約束した損失の額の水準（以下「ロスカット水準」といいます。）に達した時点から決済取引の手続きが始まりますので、実際の損失はロスカット水準より大きくなる場合が考えられます。また、ルールどおりにロスカット取引が行われた場合であっても、相場の状況によってはお客さまから預かった証拠金以上の損失の額が生じることがあります。

(3) 契約終了リスク

所定の時限までに証拠金を差し入れまたは預託いただけない場合や、為替証拠金取引口座設定約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部または全部を決済される場合もあります。さらにこの場合、その決済で生じた損失についてもお客さまが責任を負うことになります。

(4) 金利変動リスク

取引対象である通貨の金利が変動することなどにより、スワップポイントの受取額が減少する可能性または支払額が増加する可能性があります。

取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買い付けた通貨の対象国の金利が売り付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。

(5) 追加証拠金（追証）のリスク

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額（証拠金所要額）を下回った場合、証拠金を所定の時限までに追加して差し入れなければなりません。また、所定の時限までに追加証拠金を預けなかった場合には、新規の取引ができなくなったり、建玉の一部または全部を強制的に反対売買されることがあります。

(6) 流動性リスク

取引所為替証拠金取引は、マーケットメイカーが買い気配および売り気配を提示し、それに対してお客さまがヒットをして取引が成立する方式を取っています。そのため、状況（天変地異、戦争、政変あるいは各国為替政策・規制の変更、為替相場の激変等）によって、マーケットメイカーによる買い気配および売り気配のスプレッド幅が広くなるなど、安定的、連

続的な提示が難しくなることがあり、その結果、お客さまに不測の損失が生じる可能性があります。

また、平常時においても流動性の低い通貨の取引を行う際には、希望する価格での取引ができないなどの不利益を被ることがあります。

取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨にかかる金融指標の取引が行なわれないことがあります。

(7) 信用リスク

取引所為替証拠金取引は、お客さまのお取引を受託する当社に対し取引所が取引の相手方となる「清算制度」を導入しており、お客さまの証拠金は、全額取引所が分別管理しているため、原則として保全されます。また、お客さまから預託を受けた証拠金は、当社が取引所へ預託するまでの間、みずほ信託銀行への金銭信託により当社の自己の資金とは区分して管理しております。

しかし、当社が破綻した場合には、建玉の決済や他の取引業者への移管手続きが必要となり、証拠金の返還が速やかに行われないなどにより不測の損失を被る可能性があります。

(8) 電子取引システムの利用リスク

取引システムもしくは取引所、当社およびお客さまを結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しや相場情報の配信が遅延したり、取引が中断あるいは取引停止になることがあり、その結果、不測の損失を被る可能性があります。

電子取引システムを利用する際に用いられるログインID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩（ろうえい）した場合、その情報を第三者が悪用することによりお客さまに損失が発生する可能性があります。

※ログインID、パスワードの厳重な管理をお願いします。

取引所為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

取引所為替証拠金取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定はありません。

取引所為替証拠金取引のしくみについて

取引所為替証拠金取引は、取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所為替証拠金取引の受託業務は、これらの規則（取引所の決定事項および慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

I.取引の方法

取引所においては、別表（取引所為替証拠金取引の種類）に掲げる取引所為替証拠金取引が取引されません。

それぞれの対日本円取引の対象通貨またはクロス取引の通貨組合せ、取引単位および呼び値の最小変動幅は、別表（取引所為替証拠金取引の種類）をご覧ください。

その取引のしくみは各通貨組合せとも共通（一部通貨における決済日の取扱いを除く。別表（取引所為替証拠金取引の種類）ご参照。）で、次の通りです。

- a. 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日の建玉が消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅および発生をロールオーバーといいます。
- b. ロールオーバーがなされた場合に、通貨ペア間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。ただし、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。
- c. 建玉の決済は、先入先出法または指定決済法のどちらかによる差金決済とします。
- d. 決済日は、取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。

II.証拠金

(1) 証拠金の計算方法

証拠金額は、一律方式により計算されます。1枚あたりの証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の4%に相当する円価額となります。同一通貨ペアで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。

一律方式では、建玉数量1枚につき取引所が定める一定の円通貨額を掛けた金額に、建玉の値洗いにより発生した評価損益の累積額、決済により発生した未受渡損益、およびロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算または減算して証拠金所要額とします。

(2) 証拠金の差入れ

お客さまは、当社と取引所為替証拠金取引を行う際に当社が定める額以上の注文必要証拠金を差し入れていただきます。証拠金は有価証券をもって充てることができず、円通貨をもって預託していただきます。

(注)他に建玉があるときは、次の(3)によります。

(3) 証拠金の維持

お客さまは、取引所が取引日毎に建玉について計算した証拠金所要額が差し入れている取引証拠金額を上回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金所要額と証拠金預託額との差額以上の当社が定める額を維持証拠金として、当社が指定した日時までに、当社に差し入れていただきます。

(4) 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

(5) 評価損益およびスワップポイントの取扱い

値洗いおよび決済により発生した評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額の合計額が正である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額より減算します。また、合計額が負である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額に加算します。

(6) 証拠金の引出し

証拠金預託額に決済差益を加えた額から、お客さまが当社に支払うべき金額を控除した額が、取引所が定める引出しの基準となる額以上の当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

(7) ロスカットの取扱い

当社は、お客さまの建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益およびスワップポイントを加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客さまの計算において、お客さまの未約定の新規注文の失効および建玉の転売または買戻しを行い、決済します。（「ロスカットルール」といいます。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、取引する通貨の対象国の休日等により、一部の通貨または金融指標だけがロスカットされないことがあります。

(8) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

お客さまが取引にかかる証拠金を所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当該取引所為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客さまの計算においてお客さまの未約定の新規注文の失効および建玉の転売または買戻しを行い、決済します。（お客さまが、取引所為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても、当社は同様にお客さまの計算において決済します。）

(9) 証拠金の管理

お客さまが差し入れる証拠金は、取引所に預託することにより、当社の資金とは区分されるとともに、取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。

(10) 証拠金の返還

当社は、お客さまが取引所為替証拠金取引について決済を行った後に、差し入れた証拠金に決済差益を加算した額からお客さまの当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

(11) その他

当社が取引所為替証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社FX専用ダイヤル 0120-324-395（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

Ⅲ. 決済時の金銭の授受

取引所為替証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算または減算され、上記「Ⅱ. 証拠金 (6) 証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

・対日本円取引の通貨の場合

{1取引単位※×約定価格差(円) + 累積スワップポイント} × 取引数量

※ それぞれの取引単位は、別表(取引所為替証拠金取引の種類)をご覧ください。

(注) 約定価格差とは、転売または買戻しにかかる約定価格と当該転売または買戻しの対象となった新規の買付取引または新規の売付取引にかかる約定価格との差をいいます。

・クロス取引の通貨の場合

{1取引単位※×約定価格差(通貨単位) + 累積スワップポイント(通貨単位)} × 取引数量

※ それぞれの取引単位は、別表(取引所為替証拠金取引の種類)をご覧ください。

(注) ユーロ・米ドル(ラージ)につきましては、米ドル・円(ラージ)の当日清算価格で円通貨額を確定します。それ以外のクロス取引の通貨につきましては、決済がなされた取引日の対日本円取引(非ラージ)の当日清算価格で円通貨額を確定します。

Ⅳ. 取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますので、ご注意ください。

- a. 証拠金の額が引き上げられることがあります。
- b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- c. 取引が停止または中断されることがあります。
- d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。

Ⅴ. 取引に関する税金

(1) 個人のお客さまに対する課税

- a. 取引所為替証拠金取引の差金等決済により生じた所得(手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。)については、先物取引にかかる雑所得等として申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。総合課税の対象となる給与所得や不動産所得等とは分離して、その所得金額に対して、所得税が15%、地方税が5%、復興特別所得税が所得税額に対して2.1%の税率で課税されます。また、本取引は、特定口座での計算対象とはなりません。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されます。

- b. 取引所為替証拠金取引により生じた損益は商品先物取引（金先物等）、金融商品先物取引（TOPIX 先物等）、上場カバードワラント取引、店頭デリバティブ取引（店頭FX等）など、申告分離課税の対象となる先物取引にかかる雑所得等の範囲内で損益の通算が認められています。
- c. 取引所為替証拠金取引により生じた損失のうち、その年分の他の先物取引にかかる雑所得等の損益と通算し、なお残った損失については、一定の要件のもとに、翌年以後3年間において繰り越して各年分の先物取引等にかかる雑所得等の金額から控除することができます。

(2) 支払調書（先物取引の差金等決済をする者の告知および先物取引に関する支払調書）

お客さまが取引所為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、氏名および住所を当社に告知することとなっています。そのため、住民票の写しなどの本人確認書類を添付した申請書を当社に提出していただきます。

また、この取引について差金等決済を行った場合には、お客さまの住所、氏名および支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署に提出することとされています。

なお、税率、課税関係は税法およびその解釈が将来変更される可能性があります。詳細および確定申告にあたっては、税理士等の専門家または所轄の税務署にお問い合わせください。

取引所為替証拠金取引にかかる手続きについて

お客さまが取引所為替証拠金取引をご利用される際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

a. 本書面について

本書面について、お客さまご自身で内容をご確認いただくとともに、取引所為替証拠金取引のしくみやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の「取引所為替証拠金取引（くりっく365）に関する確認書」について電磁的方法による同意をいただきます。

b. 約諾書について

取引所為替証拠金取引の開始にあたってはあらかじめ「為替証拠金取引口座設定約諾書」をお読みいただき、受託契約の概要ならびに取引所為替証拠金取引の特徴、制度のしくみなど取引に関する説明の内容を十分に把握し、本約諾書の差入れに代えて電磁的方法による同意をいただきます。また、ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。

c. みずほFX口座（為替証拠金取引口座）の設定

本書面や「為替証拠金取引口座設定約諾書」の内容に同意いただき、みずほFX口座（為替証拠金取引口座）を開設していただきます。なお、みずほFX口座（為替証拠金取引口座）の開設にあたっては、証券総合口座開設とは別に所定の審査を行わせていただきます。なお、審査の結果、口座開設ができない可能性もありますのでご了承ください。

【口座開設基準】

- ・証券総合取引口座を開設し、ダイレクトコースを開設していること。
- ・個人のお客さまの場合、満20歳以上80歳未満であること。
- ・FX取引を行うに必要な一定の収入、または100万円以上の金融資産を有していること。
- ・電話および電子メールにより当社から常に連絡がとれること。
- ・取引報告書等の書面の電子交付に同意いただけること。
- ・その他当社が定める基準を満たしていること。

(2) 証拠金の差入れ

取引所為替証拠金取引の注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客さまに受領書を交付いたします。

(3) 注文の指示

取引所為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、当社が提供するシステム注文画面に正確に入力してください。

- a. 取引対象を上場している金融商品取引所の名称（「みずほFX」の場合は東京金融取引所）
- b. 通貨ペア
- c. 売付取引または買付取引の別
- d. 注文数量
- e. 価格（指値、成行等）
- f. 新規または決済の別

g. 注文の有効期間

h. その他お客さまの指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合など）

(4) 建玉の保有または結了の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売または買戻しとして取引数量分を建玉から先入先出法により減じる方法または建玉を個別指定する指定決済のどちらかを選択します。また、既存の建玉との両建てとし、後に建玉整理をすることにより建玉を決済することも可能となっています。両建ては、その期間、預託が必要な証拠金額が決済していた場合よりも多くなります。

(5) 注文をした取引の成立

注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした「取引所為替証拠金取引 取引報告書・決済報告書」をお客さまに交付いたします。

(6) 証拠金の維持

取引所為替証拠金取引が成立したときは、注文必要証拠金は取引所が計算する取引証拠金に振り替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(7) 取引手数料

当社における為替証拠金取引の取引手数料は次の通りです。

- ・「くりっく365」の取引手数料は無料です。
- ・ラージ通貨（くりっく365ラージ）の取引手数料は、1枚あたり1,000円（税込み）です。ご注文の取引が成立した場合に、取引手数料として当社にお支払いいただきます。取引手数料は、注文した取引の決済日に注文発注証拠金から差し引かせていただきます。

(8) 消費税等の取扱い

消費税等（消費税、地方消費税）については、取引手数料とともにお支払いいただきます。

(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客さまから請求があった場合は取引成立のつど、お客さまからの請求がない場合は四半期毎（残高があるものの取引成立がない場合は1年毎。以下「報告対象期間」といいます。）にお客さまの報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客さまに交付いたします。

(10) 電磁的方法による書面の交付

取引所為替証拠金取引について、書面の交付は電磁的方法により行います。お客さまにはインターネットの画面をクリックする方法により、電磁的方法による交付について、あらかじめご承諾をいただきます。

(11) 当社が取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がお客さまの未決済建玉について建玉移管または決済を行わせることとした場合のお客さまによる手続きの概要は、次の通りです。

- a. 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に為替証拠金取引口座を設定する。
- b. 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分を受けた当社に対しその旨を指示する。

お客さまが取引所の定める日時までに上記a.またはb.の手続きを行わなかった場合には、取引所は、

お客様の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金および決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者または取引所から返還を受けることができます。

(12) 取引所に対する個人情報の提供について

当社は、必要に応じてお客様の個人情報を取引所に開示する場合があります。

a. 個人情報の提供先（取引所）

商号：株式会社東京金融取引所

所在地：東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング8階

b. 提供する個人情報の内容

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、口座番号、銀行口座に関する情報

c. 提供された個人情報の利用目的

証拠金の管理・返還その他これらに関連する事項に必要な範囲で利用されます。

(13) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかに当社の管理責任者に直接お問い合わせください。

取引所為替証拠金取引のしくみ、取引の手続きなどについて、詳しくは「為替証拠金取引口座設定約諾書」、「みずほFXサービスガイド」、「「みずほFX」利用・取引ルール」をお読みいただくか、当社にお問い合わせください。

当社の概要および苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(1) 当社の概要

当社の概要は次の通りです。

商号等： みずほ証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号
本店所在地： 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア
加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
資本金： 1,251億円
主な事業： 金融商品取引業
設立年月： 大正6年7月
連絡先： 取引所為替証拠金取引に関するお問い合わせは
FX専用ダイヤル 0120-324-395（フリーダイヤル）にご連絡ください。

(2) 苦情受付窓口

当社は、お客さまからの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間： 月曜日～金曜日の8時40分～17時10分
ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く
窓口： みずほ証券株式会社 お客さま相談室
電話番号： 0120-324-051（フリーダイヤル）

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、当社およびお客さまが利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号： 0120-64-5005（フリーダイヤル）
URL： <https://www.finmac.or.jp/>
東京事務所： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
大阪事務所： 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

（2017年10月30日）

取引所為替証拠金取引に関する主要な用語

- Ask・Bid（アスク・ビッド）

マーケットメイカーが提示する通貨売付の希望価格のことをAskといいます。売呼び値、Offer（オファー）とも呼ばれます。一方、マーケットメイカーが提示する通貨買付の希望価格のことをBidといいます。買呼び値とも呼ばれます。
- If Done（イフダン）

新規注文と決済注文の二種類の注文を同時に発注し、新規注文の約定後、決済の注文を自動的に発注する方法をいいます。新規注文が成立しない限り、決済注文は発注されません。
- If Done OCO（イフダンオーシーオー）

If Done注文の決済注文がOCOとなる発注方法をいいます。If Doneでは決済注文は1種類しか指定できませんが、If Done OCOでは2種類の注文が指定できます。これも、どちらかが成立したら、もう一方は自動的にキャンセルされます。
- 維持証拠金（いじしょうこきん）

現在保有している建玉の維持に必要な証拠金のことをいいます。必要証拠金額とも呼ばれます。
- 受渡決済（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所為替証拠金取引においては、受渡決済は行われません。
- 売付取引（うりつけとりひき）・売建玉（うりたてぎょく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、買い戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
- OCO（オーシーオー）

One side done then Cancel the Other orderの略です。利益確定の指値と損切りのトリガ（成行）の二つの注文を同時に行う注文方法をいいます。二つのうちどちらかが約定すると、もう一方の注文は自動的にキャンセルになることとなります。
- 買付取引（かいつけとりひき）・買建玉（かいたてぎょく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。
- 買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- 為替証拠金取引口座設定約諾書（かわせしょうこきんとりひきこうざせつていやくだくしょ）

取引所為替証拠金取引を始めるにあたって、取扱会社に金融商品取引口座（為替証拠金取引口座）を開設し、取引にかかる取り決めを行うための書面です。
- 金融商品取引業協会（きんゆうしょうひんとりひきぎょうきょうかい）

金融商品取引法の規定を受けて発足した、金融商品取引業者による自主規制団体です。金融庁長官により監督されています。

- ・ 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
 取引所為替証拠金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・ クロスカレンシー取引（くろすかれんしーとりひき）
 基準とする特定の外国通貨一単位当たりの、これと異なる外国通貨相当額から算出する金融指標を取引対象とする取引のことをいいます。
- ・ 現金残高（げんきんざんだか）
 お客様がみずほFX口座（為替証拠金取引口座）に預入れしている証拠金残高のことで、証拠金預託額とも呼ばれます。
- ・ 限日取引（げんにちとりひき）
 取引所為替証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰り越されます。
- ・ 裁判外紛争解決制度（さいばんがいはんそうかいけつせいど）
 訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・ 先入先出法（さきいれさきだしほう）
 同一の取引において、既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合の建玉を減じる方法の一つ。転売または買戻しにかかる取引の数量をその有する売建玉または買建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法をいいます。
- ・ 差金決済（さきんけっさい）
 先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。
- ・ 指値注文（さしねちゅうもん）
 価格の限度（売りであれば最低価格、買いであれば最高価格）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ価格を定めないで行う注文を成行注文（なりゆきちゅうもん）といいます。
- ・ サマータイム
 夏の間、太陽が出ている時間帯を有効に利用する目的で、現行の時刻に一定時間を加えたタイムゾーンを採用する制度、または、その加えられた時刻のことをいいます。
- ・ 指定決済法（していけっさいほう）
 同一の取引所為替証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、お客様が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。
- ・ 証拠金（しょうきん）
 先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- ・ ストップ注文（すとっぴちゅうもん）
 買い注文の場合指定した価格以上になれば買う、売り注文の場合は指定した価格以下になれば売るという成行注文のことをいいます。
- ・ ストップリミット注文（すとっぴりみとちゅうもん）
 買い注文の場合指定した価格以上になれば買う、売り注文の場合は指定した価格以下になれば売るという指値注文のことをいいます。

- ・ ストリーミング注文（すとりーみんぐちゅうもん）
 常時更新されているマーケットメイカーからAsk・Bid（2Wayプライス）のいずれかをクリックすることで、相場の実勢（クリックした価格）、もしくはクリックした価格でより有利な価格で約定させる注文のことをいいます。
- ・ スプレッド
 売り気配と買い気配による差のことをいいます。
- ・ スワップポイント
 取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日にかかる決済日から翌取引日にかかる決済日までの売付通貨の借入れおよび買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。
- ・ 清算価格（せいさんかかく）
 値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が決める価格をいいます。
- ・ 建玉整理（たてぎょくせいり）
 同一通貨ペアにて、買建玉と売建玉を同時に保有している場合、買建玉と売建玉を相殺することで、保有建玉の決済を行う方法です。
- ・ 注文必要証拠金（ちゅうもんひつようしょうこきん）
 注文中で取引が成立していない新規注文に必要な証拠金の合計額です。未成立の新規注文に対する拘束手数料を含みます。
- ・ 追加証拠金（ついかしょうこきん）
 証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。
- ・ 通貨ペア（つうかぺあ）
 為替の取引を行う、2国間の通貨の組み合わせのことをいいます。米ドルと日本円の通貨ペアは「米ドル（USD）／円（JPY）」と表記されます。
- ・ 付合せ時間帯（つけあわせじかんたい）
 東京金融取引所の取引所為替証拠金取引において、同取引所の定める取引の時間帯のことをいいます。
- ・ 転売（てんばい）
 買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・ 東京金融取引所（とうきょうきんゆうとりひきじょ）
 有価証券の売買および市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設・提供し、市場の公正を確保すること、および、金融商品市場において成立した市場デリバティブ取引の清算業務を行うことを目的に設立された金融商品取引所です。
- ・ 取引日（とりひきび）
 東京金融取引所において、一営業日に開始されるプレオープン時間帯の開始時からこれに続く付合せ時間帯の終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。
- ・ 取引報告書（とりひきほうこくしょ）
 委託注文をした取引が成立したときに、成立した取引の内容を明らかにするため、当社がお客さま

に交付する書面です。

- ・ 値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算価格により評価替える手続きをいいます。
- ・ ポジション
売買を行い保有している状態の未決済通貨のことをいいます。建玉（たてぎょく）とも呼ばれます。
- ・ ヘッジ取引（へっじとりひき）
現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場等で設定する取引をいいます。
- ・ マーケットメイカー
売呼び値や買呼び値を常時提示し、その呼び値に対当するお客さまからの注文に応じる義務を持つ、「くりっく365」の取引参加者のことです。
- ・ 約定（やくじょう）
取引が成立することをいいます。
- ・ 両建て（りょうだて）
同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
- ・ レバレッジ効果（ればれっじこうか）
少額の資金で、大きなリターンを狙える効果のことをいいます。「レバレッジ（=てこ）」の作用を意味するものとして、このようにいいます。
- ・ ロスカット
お客さまの損失が所定の水準に達した場合、当社が、お客さまの建玉を強制的に決済することをいいます。
- ・ ロールオーバー
取引所為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

【別表】取引所為替証拠金取引の種類

対日本円取引の対象通貨、取引単位、呼び値の最小変動幅および決済日は、次の表の通りです。

通貨ペア	取引単位（1枚）	呼び値の最小変動幅	決済日
USD/JPY (米ドル/円)	10,000米ドル	0.005(50円)	翌々取引日
EUR/JPY (ユーロ/円)	10,000ユーロ	0.005(50円)	翌々取引日
GBP/JPY (英ポンド/円)	10,000英ポンド	0.01(100円)	翌々取引日
AUD/JPY (豪ドル/円)	10,000豪ドル	0.005(50円)	翌々取引日
CAD/JPY (加ドル/円)	10,000カナダドル	0.01(100円)	翌々取引日
CHF/JPY (スイスフラン/円)	10,000スイスフラン	0.01(100円)	翌々取引日
NZD/JPY (NZドル/円)	10,000NZドル	0.01(100円)	翌々取引日
TRY/JPY (トルコリラ/円)	10,000トルコリラ	0.01(100円)	翌々取引日
PLN/JPY (ポーランドズロチ/円)	10,000ポーランドズロチ	0.01(100円)	翌々取引日
ZAR/JPY (南アフリカランド/円)	100,000南アフリカランド	0.005(500円)	翌々取引日
NOK/JPY (ノルウェークローネ/円)	100,000ノルウェークローネ	0.005(500円)	翌々取引日
HKD/JPY (香港ドル/円)	100,000香港ドル	0.005(500円)	翌々取引日
SEK/JPY (スウェーデンクローナ/円)	100,000スウェーデンクローナ	0.005(500円)	翌々取引日
MXN/JPY (メキシコペソ/円)	100,000メキシコペソ	0.005(500円)	翌々取引日
CNY/JPY (中国人民元/円)	100,000中国人民元	0.001(100円)	7取引日後
INR/JPY (インドルピー/円)	100,000インドルピー	0.001(100円)	7取引日後
KRW/JPY (韓国ウォン/円)	10,000,000韓国ウォン	0.001(100円)(注)	7取引日後
USL/JPY (米ドル/円)(ラージ)	100,000米ドル	0.001(100円)	翌々取引日

EUL/JPY (ユーロ/円)(ラージ)	100,000ユーロ	0.001(100円)	翌々取引日
英GBL/JPY (英ポンド/円)(ラージ)	100,000英ポンド	0.001(100円)	翌々取引日
AUL/JPY (豪ドル/円)(ラージ)	100,000豪ドル	0.001(100円)	翌々取引日

(注) 韓国ウォンについては、100韓国ウォンあたりの呼び値となります。

中国人民元、インドルピーおよび韓国ウォンについては、当分の間、上場を休止しています。

メキシコペソについては、当社での取り扱いはございません。

クロス取引の通貨組合せ、取引単位、呼び値の最小変動幅および決済日は、次の表の通りです。

通貨ペア	取引単位(1枚)	呼び値の最小変動幅	決済日
EUR/USD (ユーロ/米ドル)	10,000ユーロ	0.0001 (1米ドル)	翌々取引日
GBP/USD (英ポンド/米ドル)	10,000英ポンド	0.0001 (1米ドル)	翌々取引日
AUD/USD (豪ドル/米ドル)	10,000豪ドル	0.0001 (1米ドル)	翌々取引日
NZD/USD (NZドル/米ドル)	10,000NZドル	0.0001 (1米ドル)	翌々取引日
USD/CAD (米ドル/加ドル)	10,000米ドル	0.0001 (1カナダドル)	翌取引日
GBP/CHF (英ポンド/スイスフラン)	10,000英ポンド	0.0001 (1スイスフラン)	翌々取引日
USD/CHF (米ドル/スイスフラン)	10,000米ドル	0.0001 (1スイスフラン)	翌々取引日
EUR/CHF (ユーロ/スイスフラン)	10,000ユーロ	0.0001 (1スイスフラン)	翌々取引日
EUR/GBP (ユーロ/英ポンド)	10,000ユーロ	0.0001 (1英ポンド)	翌々取引日
GBP/AUD (英ポンド/豪ドル)	10,000英ポンド	0.0001 (1豪ドル)	翌々取引日
EUR/AUD (ユーロ/豪ドル)	10,000ユーロ	0.0001 (1豪ドル)	翌々取引日
EUL/USL (ユーロ/米ドル)(ラージ)	100,000ユーロ	0.0001 (10米ドル)	翌々取引日